

第2回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 6年 2月5日(月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

6番 阿 部 純 子

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

事務局長	1. 開会前	午後1時30分
	開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。	
	本日の会議に 6番 阿部純子委員から遅刻の届出がございました。	
	在任委員15名中現在の出席委員は15名全員でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。	
議長 (金井会長)	はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。	
	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時30分
	3. 議事録署名委員の指名について	午後1時31分
	まず、議事録署名人の指名を行います。	
議長	沼田市農業委員会会議規則により、議長において2番 星野広之委員、3番 都所一郎委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	
	4. 諸般の報告	午後1時31分
	議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。	
	事務局より順次、報告をお願いします。	
議長	下記について報告	
	(1)農地法第3条の3の規定による届出について	
	(2)農地法第18条第6項（合意解約）について	
	これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	
議長	5. 付議事件	午後1時40分
	議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。	
	議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。	
	議案説明 6件	

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

議長

面積が少ないのですが、譲受人の畑に隣接しているから申請したということでしょうか。

事務局次長

特に隣接している場所ではないのですが、がけ地の近くに土地がありまして、現地には梅の木がある状況です。本件については、本来先月の申請と一体として申請する予定だったのですが、当初は山林と考えていたようで、申請を行わなかったものになります。再度確認したところ、この土地についても農地だったことから、今回申請を行ったものになります。

議長

わかりました。

4番

5番

6番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

ここで、提出された1番、2番の案件については、7番 木内和男委員、5番阿部喜一郎委員の両名が現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。

7番委員

先日、事務局員と一緒に現地調査を行いました。一時的な転用ということであり、また駐車場として使うにあたり、鉄板を敷いて利用することです。内容からして、農地に復元することも可能であり、問題は無いかと思われます。

5番委員

2番の案件について、事務局と現地調査を行いました。現地は窪地になっており、建設残土置場として利用することでした。周りに農地はなく、農地に復元するとの条件があるので、問題は無いかと思われます。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、審議に入ります。まず1番

2番

3番

4番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 6 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 7 号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 7 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 7 号「農地に該当しないことの証明願について」は、願出のとおりこれを認め、証明することと決定いたします。

次に議案第 8 号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について(浄水場)」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局次長	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。審議に入ります。ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。
議長	工事の予定については決まっているのでしょうか。
事務局長	まだ計画段階なので、はっきりしたことは未定となっている状況です。
議長	他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。
3番委員	取水のライン等も未定なのでしょうか。
事務局長	現状未定ですが、沼田平用水から取水している部分があるので、それをどこから持ってくるのかがネックになるかと思います。
3番委員	わかりました。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 議案第8号については、農用地区域変更明細書のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第8号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について（浄水場）」は、農用地区域変更明細書のとおりこれに同意し、市長に回答いたします。 次に議案第9号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について（一般受付分）」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局次長	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。審議に入ります。ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第9号については、農用地区域変更明細書のとおり同意することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について（一般受付分）」は、農用地区域変更明細書のとおりこれに同意し、市長に回答いたします。 以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。 審議終了 午後2時16分

6. 協議事項

- (1) 令和6年度農地法申請書受付日程（案）について
- (2) 農業後継者結婚記念品の交付について
- (3) 農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について
- (4) その他

7. 連絡事項

- (1) 農地等の利用の最適化を推進する上で直面している課題等の提出について
- (2) 令和5年度「農業振興船津賞」受賞者について
- (3) 令和5年度利根沼田農業委員会協議会研修及び活動報告について
- (4) あっせん結果報告について
- (5) 令和6年度ぬまた農縁について
- (6) 行事予定について
- (7) その他

8. 閉 会 終了 午後2時52分